

第7節 生活環境の保全

近年、社会経済活動や生活様式の変化にともない、自動車の排ガスによる大気汚染、家庭からの生活排水による河川の水質汚濁や生活騒音など「都市生活型公害」の対策が重要となってきています。

このため、市民、事業者、市が生活環境の保全の重要性を認識し、健康で良好な生活環境の確保を図っていくため、次の取組みを進めます。

- 7 - 1 生活環境の保全に関する条例(仮称)の制定
- 7 - 2 事業所等の公害への対策
- 7 - 3 都市生活型公害への対策

7 - 1 生活環境の保全に関する条例(仮称)の制定

市では、平成 14 年に策定した「春日井市環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、今日の環境問題として、家庭からの生活排水による河川の水質汚濁や生活騒音など都市生活型公害への対策の必要性が生じてきたことなどから、平成 18 年 7 月に「生活環境の保全に関する条例(仮称)の基本方向」について、春日井市環境審議会に諮問し、平成 19 年 3 月には審議会からの答申を受けました。

平成 19 年度には、市民意見の募集や市議会の審議を経て、条例を制定することとしています。



写真: 答申の様子(平成 19 年 3 月)

7 - 2 事業所等の公害への対策

事業活動に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの「産業型公害」に対して、法や県条例による規制のほか、市では、「春日井市公害防止指導要綱」によって、公害の未然防止を図ってきましたが、現代社会における事業活動には多くの化学物質が使用されており、市民の環境汚染に関する関心は高まっています。

市では、大気や水質などについて環境監視測定を実施するとともに、事業場への立入調査や指導を実施しており、今後も、事業所などの公害への対策を進めていきます。

7 - 3 都市生活型公害への対策

自動車の排気ガスによる大気汚染、家庭からの調理くずや廃食用油の適正処理、洗剤の適正な使用等の生活排水を始め都市生活型公害については、自動車に過度に依存しない事業活動や市民生活、省エネルギーや環境負荷の少ない物品の使用など環境にやさしいライフスタイルへの変革が求められています。

市では、市民の自主的な取組みに対し、河川浄化モデル地区への支援や、環境負荷の少ない合併処理浄化槽への助成などの取組みを進めており、生活排水による水質汚濁への対策に努めています。

また、地球温暖化防止に結びつく省エネルギーや生活環境にかかる身近なテーマによるエコセミナーなどを実施することにより環境学習、啓発を進めるなど、市民・事業者・市の三者の役割分担と協力によって環境の保全を進めていきます